

秋田県公報

目 次

ページ

教育委員会規則

○市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（五・教育庁総務課）…………… 1

○市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えを定める規則（六・教育庁総務課）…………… 22

○市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則（七・教育庁総務課）…………… 24

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会規則第五号

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「昇給期間の短縮（第二十七条―第二十七の四條）」を「削除」に、「第四十五条の五」を「第四十五条」に改める。

第二条中「第五条に掲げる」を「第五条第一項の」に改め、「ウ」の下に「うち」を、「一」の下に「給料表の」を加え、「つける」を「受ける」に改める。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第十二条第一号中「第十九条第一号」を「第十九条」に改める。

第二章第四節の節名中「給料月額」を「号給」に改める。

第十三条第一項第一号中「八級」を「六級」に改め、同条第二項中「一」を「い」に改める。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十四条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十五条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十四条第一項又は第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十七条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「十八月（第一号、第二号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める「を」十二月（その者の）に、「までの年数」を「を超える経験年数」に、「未満の年数」を「以上の年数」に、「もの」を「ものにあつては」に、「のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月」を「とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。」の月数にあつては「八月」に改め、「除した数」の下に「に四（新たに職員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数」を加える。

第十七条の二の見出し、第十八条（見出しを含む。）、第十九条（見出しを含む。）及び第二十条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第九に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十四条第二項を削り、同条第三項中「前二条」を「前三条」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、教育委員会の定める号給とする。

第二十四条第六項及び第七項を削る。
第二十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。
第二十五条第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると教育委員会が認めるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改め、同条第四項を削る。

第二十六条の二の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和三十七年十月一日（以下この項において「基準日」という。）以後に新たに職員となつた者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）」を「次号及び第三号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額」を「初任給の」に、「なる給料月額」を「なる号給」に改め、同項第三号中「基準日以後に新たに職員となつた者のうち」を削り、「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十六条の四の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「給料月額」を「号給」に改め、「及び基準日以後に新たに職員となりその給料月額の決定について第十八条又は第十九条の規定の適用を」及び「並びに基準日以後に新たに職員となつた者のうち、その給料月額の決定について第十八条又は第十九条の規定の適用を」を削る。

第二章第七節及び第八節を次のように改める。

第七節 削除

第二十七条 削除

第八節 昇給

（昇給日）

第二十八条 条例第六条第五項の教育委員会が人事委員会と協議して定める日は、第三十三条又は第三十四条に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第二十九条 条例第六条第五項の規定による昇給（第三十三条又は第三十四条に定めるところにより行うものを除く。第三十一条及び第三十二条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明

を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

第三十条 条例第六条第六項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるものうち教育委員会が人事委員会と協議して定める職員は、市町村立の小学校及び中学校の統括事務長の職を占める職員（部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める職員に限る。）及び当該職を占める職員以外の職員とする。

（特定職員の昇給区分及び昇給の号給数）

第三十一条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの（前条に規定する職員を除く。以下この条及び次条において「特定職員」という。）を条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第十に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- 五 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。） D
- 二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとな

る特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、教育委員会が人事委員会と協議して定める割合におおむね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の二第二項（第二十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の規定により号給を決定された特定職員の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（教育委員会の定める特定職員にあつては、教育委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十六条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の号給の号給数の合計は、特定職員の職員数、第五項の教育委員会が人事委員会と協議して定める割合等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

（特定職員以外の職員の昇給の号給数）

第三十二条 特定職員以外の職員を条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

（研修、表彰等による昇給）

第三十三条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第六条第五項の規定による昇給をさせることができる。

一 教育委員会が指定する研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明、考案等により職務上特に功績があつて表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第三十四条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危険となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、教育委員会が人事委員会と協議して、条例第六条第五項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第三十五条 この節の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第二章第九節の節名中「給料月額」を「号給」に改める。

第三十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第三項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第三十七条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中「専従許可」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地方公務員法」という。）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）」に改め、「大学院修学休業」の下に「（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）」を加え、「の期間（以下）を」「の期間（別表第十の二において）」に、「別表第十の二に定める」を「同表の」に改め、「（以下「調整期間」という。）」を削り、「日（以下）の下に」「この項において」を加え、「」又は「を」及び「に」「から一年以内の第三十条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、育児休業条例第六条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第三十七条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。
第三十八条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第四十条第一項中「(前条第一項に規定する者を除く。)」を削る。

第四十二条の前の見出しを削り、同条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで 削除

第四十五条の二から第四十五条の五までを削る。

第五十条第一項第四号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)」に改める。

第五十三条中「公益法人等派遣職員」を「公益法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)」に、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)」に改める。

第五十五条第二項中「調整基本額」の下に「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号。以下「平成十八年改正条例」という。)

附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「と平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額の百分の二十五」と、「百分の二十五」とあるのは「と平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。

第五十六条第二項の次に次の一項を加える。

3 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する別表第十の五の規定の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第六十七条の五第一項中「四級」を「三級」に改める。

第七十四条第一号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、」を削り、「された職員」の下に「(別表第十五において「再任用職員」という。)」を加え、「別表第十五イの表」を「同表イの表」に改める。

第七十四条の八第一項中「又はその日から一年以内の第三十条に定める昇給の時

期」を「及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十四条の十の見出し中「給料月額の決定等」を「号給の決定」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「の範囲内」を「を超えない範囲内」に改め、同条第二項を削る。

第七十四条の十一中「第七十四条の十第一項」を「第七十四条の十」に改める。

別表第一イ及びロの表中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第三イ及びロの表中「養護教諭」を「養護教諭」に改める。

別表第五中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

別表第八イの表中「養護教諭」を「養護教諭」を「養護教諭」に改める。

「2級2号給」を「2級3号給」に、「1級7号給」を「1級21号給」に、「1級4号給」を「1級11号給」に、「1級2号給」を「1級1号給」に改め、別表第八ロの表中「養護教諭」を「養護教諭」を「養護教諭」に改める。

「2級9号給」を「2級29号給」に、「2級5号給」を「2級13号給」に、「2級2号給」を「2級1号給」に、「1級7号給」を「1級21号給」に、「1級4号給」を「1級11号給」に改め、別表第八の表中「2級2号給」を「1級25号給」に、「1級5号給」を「1級15号給」に、「1級3号給」を「1級5号給」に、「1級2号給」を「1級1号給」に改め、同表の備考中「2級6号給」を「1級41号給」に改め、別表第八の表中「2級2号給」を「2級1号給」に、「1級4号給」を「1級11号給」に改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第9 昇格時号給対応表 (第24条関係)

イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1

51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	

105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10

51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	

105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41

51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	51
70	31	47	48	62	51
71	32	48	48	63	52
72	32	48	48	64	52
73	33	49	49	65	53
74	33	49	49	66	54
75	34	49	49	67	55
76	34	49	50	68	56
77	35	50	50	69	57
78	35	50	50	70	58
79	36	50	51	71	59
80	36	50	51	72	60
81	37	51	51	73	61
82	37	51	52	74	62
83	38	51	52	75	63
84	38	51	52	76	64
85	39	52	53	77	65
86	39	52	53	78	
87	40	52	53	79	
88	40	52	53	80	
89	41	53	54	81	
90	41	53	54	82	
91	42	53	54	83	
92	42	53	54	84	
93	43	53	55	85	
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	56		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	57		
102		55	57		
103		55	58		
104		56	58		

105		56	59		
106		56	59		
107		56	60		
108		56	60		
109		57	61		
110		57	61		
111		57	62		
112		57	62		
113		58	63		
114		58			
115		58			
116		58			
117		59			
118		59			
119		59			
120		59			
121		60			
122		60			
123		60			
124		60			
125		61			

ニ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	14
31	11	15	19	15
32	12	16	20	16
33	13	17	21	17
34	14	18	22	18
35	15	19	23	19
36	16	20	24	20
37	17	21	25	21
38	18	22	26	22
39	19	23	27	23
40	20	24	28	24
41	21	25	29	25
42	22	26	30	26
43	23	27	31	27
44	24	28	32	28
45	25	29	33	29
46	26	30	34	30
47	27	31	35	31
48	28	32	36	32
49	29	33	37	33
50	29	34	38	33
51	30	35	39	34
52	30	36	40	34
53	31	37	41	35
54	31	38	42	35
55	32	39	43	36

56	32	40	44	36
57	33	41	45	37
58	34	42	46	38
59	35	43	47	39
60	36	44	48	40
61	37	45	49	41
62	37	46	50	41
63	38	47	51	41
64	38	48	52	42
65	39	49	53	42
66	39	50	54	42
67	40	51	55	43
68	40	52	56	43
69	41	53	57	43
70	41	53	58	44
71	42	54	59	44
72	42	54	60	44
73	43	55	61	45
74	43	55	61	45
75	44	56	62	45
76	44	56	62	45
77	45	57	63	46
78	45	57	63	46
79	45	58	64	46
80	46	58	64	46
81	46	59	65	47
82	46	59	65	47
83	47	60	66	47
84	47	60	66	47
85	47	61	67	48
86		61	67	48
87		61	68	48
88		61	68	48
89		61	69	49
90		62	70	49
91		62	71	49
92		62	72	50
93		62	73	50
94		62	73	50
95		63	74	51
96		63	74	51
97		63	75	51
98		63	75	52
99		63	76	52
100		64	76	52
101		64	77	53
102		64	77	53
103		64	78	54
104		64	78	54
105		65	79	55
106			79	
107			80	
108			80	
109			81	
110			81	
111			82	
112			82	
113			83	

別表第10 特定職員昇給号給数表 (第31条関係)

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上 4号給以上	6号給 3号給	3号給 2号給	2号給 1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第6条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十の二の備考を次のように改める。

備考 外国派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び退職派遣者に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務並びに派遣先団体及び特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

別表第十の三中「(昭和22年法律第26号)」を改正する。

別表第十の四を次のように改める。

別表第10の4 調整基本額表 (第55条関係)

イ 教育職給料表(一)調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,600円 (条例別表第一(一)の備考2に定める職員にあつては11,800円)
4 級	12,800円

ロ 教育職給料表(二)調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円 (条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、12,200円)
4 級	13,200円

別表第十四行政職給料表の項中「八級」を「六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級及び四級」を「三級」に改める。
別表第十五を次のように改める。

別表第15 (第74条関係)

イ 教育職給料表(-)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から 4号給まで	5,000	5,400	10,700	17,100
	5号給から 8号給まで	5,200	5,700	11,100	17,500
	9号給から 12号給まで	5,400	6,000	11,500	17,900
	13号給から 16号給まで	5,600	6,300	12,400	18,300
	17号給から 20号給まで	5,900	6,600	12,800	18,700
	21号給から 24号給まで	6,200	7,000	13,200	19,000
	25号給から 28号給まで	6,500	7,300	13,600	19,400
	29号給から 32号給まで	6,800	7,600	14,000	19,600
	33号給から 36号給まで	7,100	7,900	14,400	19,900
	37号給から 40号給まで	7,400	8,300	14,800	20,200
	41号給から 44号給まで	7,700	8,900	15,100	
	45号給から 48号給まで	8,000	9,300	15,500	
	49号給から 52号給まで	8,300	9,700	15,900	
	53号給から 56号給まで	8,600	10,500	16,300	
	57号給から 60号給まで	8,800	10,900	16,700	
	61号給から 64号給まで	9,100	11,300	17,100	
	65号給から 68号給まで	9,400	12,100	17,400	
	69号給から 72号給まで	9,700	12,500	17,700	
	73号給から 76号給まで	9,900	12,900	18,000	
	77号給から 80号給まで	10,200	13,300	18,300	
	81号給から 84号給まで	10,400	13,700	18,500	
	85号給から 88号給まで	10,600	14,000	18,700	
	89号給から 92号給まで	10,800	14,400	18,900	
	93号給から 96号給まで	11,000	14,700	19,100	
	97号給から 100号給まで	11,200	15,000		
	101号給から 104号給まで	11,400	15,400		
105号給から 108号給まで	11,500	15,700			
109号給から 112号給まで	11,600	16,000			
113号給から 116号給まで	11,700	16,300			
117号給から 120号給まで	11,900	16,500			
121号給から 124号給まで	12,000	16,800			
125号給から 128号給まで	12,100	17,000			
129号給から 132号給まで		17,200			
133号給から 136号給まで		17,400			
137号給から 140号給まで		17,600			
141号給から 144号給まで		17,700			
145号給から 148号給まで		17,800			
149号給		17,900			
再任用 職 員		8,000	9,700	12,800	16,300

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から 4号給まで	5,000	6,300	12,800	17,100
	5号給から 8号給まで	5,200	6,600	13,200	17,500
	9号給から 12号給まで	5,400	7,000	13,600	17,900
	13号給から 16号給まで	5,600	7,300	14,000	18,300
	17号給から 20号給まで	5,900	7,600	14,400	18,700
	21号給から 24号給まで	6,200	7,900	14,800	19,000
	25号給から 28号給まで	6,500	8,300	15,100	19,400
	29号給から 32号給まで	6,800	8,900	15,500	19,600
	33号給から 36号給まで	7,100	9,300	15,900	19,900
	37号給から 40号給まで	7,400	9,700	16,300	20,200
	41号給から 44号給まで	7,700	10,500	16,700	
	45号給から 48号給まで	8,000	10,900	17,100	
	49号給から 52号給まで	8,300	11,300	17,400	
	53号給から 56号給まで	8,600	12,100	17,700	
	57号給から 60号給まで	8,800	12,500	18,000	
	61号給から 64号給まで	9,100	12,900	18,300	
	65号給から 68号給まで	9,400	13,300	18,500	
	69号給から 72号給まで	9,700	13,700	18,700	
	73号給から 76号給まで	9,900	14,000	18,900	
	77号給から 80号給まで	10,200	14,400	19,100	
	81号給から 84号給まで	10,400	14,700		
	85号給から 88号給まで	10,600	15,000		
	89号給から 92号給まで	10,800	15,400		
	93号給から 96号給まで	11,000	15,700		
	97号給から 100号給まで	11,200	16,000		
	101号給から 104号給まで	11,400	16,300		
	105号給から 108号給まで	11,500	16,500		
	109号給から 112号給まで	11,600	16,800		
	113号給から 116号給まで	11,700	17,000		
	117号給から 120号給まで	11,900	17,200		
121号給から 124号給まで	12,000	17,400			
125号給から 128号給まで	12,100	17,600			
129号給から 132号給まで	12,300	17,700			
133号給から 136号給まで	12,400	17,800			
137号給から 140号給まで	12,500	17,900			
141号給から 144号給まで	12,600				
145号給から 148号給まで	12,800				
149号給から 152号給まで	12,900				
153号給	13,000				
再任用 職 員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第十二条、第十三条第二項、第四十条第一項、別表第五及び別表第十の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(改正条例附則第二項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号。附則第十二項第二号において「改正条例」という。)附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第二項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「新規規則」という。)別表第三の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この号及び次号において「旧級」という。)が行政職給料表の二級又は五級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第二項適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規規則第二十一条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。))が、行政職給料表の二級又は五級(以下この項において「特定の職務の級」という。))であった職員にあつては旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)附則第二項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものと

みなして新規規則第二十四条又は第二十五条の規定を適用する。

(平成十九年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

5 平成十九年一月一日までの間における新規規則第三十一条第一項、第三項第一号及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「E」とあるのは「E(条例第六条第七項の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」と、同号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第六項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の二第二項(第二十六条の四において準用する場合を含む。))若しくは第三十六条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成十九年一月一日における特定職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の二第二項(第二十六条の四において準用する場合を含む。))若しくは第三十六条の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とする。

(平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

6 平成十九年一月一日において、特定職員(新規規則第三十一条第一項に規定する特定職員をいう。))以外の職員(以下この項から附則第十項までにおいて「一般職員」という。))を市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「給与条例」という。))第六条五項の規定による昇給(新規規則第三十三条又は第三十四条に定めるところにより行うものを除く。))をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。))に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となつた一般職員又は切替日後に新規規則第二十四条第三項、第二十六条の二第二項(新規規則第二十六条の四において準用する場合を含む。))若しくは第三十六条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。))を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会が定める一般職員にあつては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる一般職員

二 給与条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員で次項第三号に掲げる一般職員に該当するもの

三 次項第三号に掲げる一般職員(給与条例第六条第七項の規定の適用を受けるも

のを除く。)で教育委員会が昇給させることが相当でない」と認めるもの

7 一般職員の基準号給数は、新規則第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 八号給以上(給与条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、四号給以上)

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給(給与条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給)

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下

8 教育委員会の定める事由以外の事由によつて切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他教育委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

9 附則第六項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十六条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 附則第七項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、一般職員の職員数等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

(給料の調整額に関する経過措置)

11 給与条例第十三条の二の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、新規則第五十五条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に給与条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

12 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(次号から第四号までにおいて「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたとした場合に改正条例第一条の規定による改正前の給与条例及びこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下この号及び次号において「改正前の規則」という。)の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第五十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第五十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第七号)第四条第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、教育委員会の定める額

(一) 給料表の適用を異にする異動をした場合

(二) 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則第四条第一項第一号から第三号までに掲げる場合に該当することとなつた職員

四 施行日以後に給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公庫の予算及

び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫に勤務する者その他教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員、当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前二号の規定を適用した場合には同日にその者に適用されることとなる調整基本額

（市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

13 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成二年秋田県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項から第九項までを削り、附則第十項を附則第七項とする。

（市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

14 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（平成八年秋田県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し及び同項から附則第十四項までを削る。

附則第十五項の前の見出しを削り、同項中「改正条例」を「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成八年秋田県条例第八十三号。以下「改正条例」という。）」に改め、同項第一号中「附則別表第三」を「附則別表第一」に改め、同項第二号中「附則別表第四」を「附則別表第二」に改め、同項を附則第三項とし、同項の前の見出しとして「（給料の調整額に関する経過措置）」を付し、附則第十六項を附則第四項とし、附則第十七項を附則第五項とし、附則第十八項の前の見出しを削り、同項を附則第六項とし、同項の前の見出しとして「（義務教育等教員特別手当）」を付し、附則第十九項を附則第七項とし、附則第二十項を附則第八項とする。

附則別表第一及び附則別表第二を削る。

附則別表第三中「~~第三~~」を「~~第三~~」に改め、同表を附則別表第一とする。

附則別表第四中「~~第三~~」を「~~第三~~」に改め、同表を附則別表第二とする。

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えを定める規則

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第六号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給

与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えを定める規則

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）別表第一から別表第三までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給（別表において「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員、旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間。同表において「経過期間」という。）に応じて同表に定める号給
- 二 旧級が次に掲げる職務の級である職員、教育委員会が人事委員会と協議して定める号給

- (一) 行政職給料表の職務の級一級、四級及び五級
- (二) 医療職給料表の職務の級四級

三 前二号に掲げる職員以外の職員、その者の施行日における職務の級における最高の号給

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	443,200 円		141	142	143	144	145
	445,600		145	146	147	148	149

ロ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	457,000 円		129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

ハ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
6 級	418,700 円		89	90	91	92	93
7 級	429,200		77	78	79	80	81
	432,700		81	82	83	84	85
8 級	453,200		69	70	71	72	73
	456,800		73	74	75	76	77

ニ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
5 級	424,900 円		81	82	83	84	85

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第七号

市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 平成十八年改正条例 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)をいう。
- 二 改正前の規則 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第五号)による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)をいう。
- 三 施行日 この規則の施行の日をいう。
- 四 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「給与規則」という。)別表第八に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 五 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(平成十八年改正条例附則第二項の規定により施行日における職務の級を定められた職員にあつては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成十八年改正条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級)をいう。
- 六 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下の職務の級に変更することをいう。
- 七 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - (一) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項又は職員の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号)第二条の規定により休職にされていた期間

(二) 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

(三) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

(四) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

(五) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)以下「勤務時間条例」という。)第十一条に規定する県立学校職員の休暇の例による病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

(六) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)以下「公益法人等派遣条例」という。)第二条第二項の規定により派遣されていた期間

(七) 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

八 復職時調整 給与規則第三十七条、職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第六条又は公益法人等派遣条例第六条の規定による号給の調整をいう。

九 再任用職員異動 地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員について行う市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)以下「給与条例」という。)第二十八条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

十 人事交流等職員 施行日以後に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫に勤務する者その他教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

(平成十八年改正条例附則第七項の規則で定める職員)

第三条 平成十八年改正条例附則第七項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 施行日以後に初任給基準異動をした職員
- 二 施行日以後に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- 三 施行日前に休職等期間がある職員であつて、施行日以後に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 四 施行日以後に再任用職員異動をした職員

五 施行日以後に教育委員会が人事委員会と協議をしてその号給を決定された職員（教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）
（平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料の支給）

第四条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があつたものとした場合（施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合）に改正前の規則第二十六条から第二十六条の四までの規定を適用したとすれば同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成十八年改正条例附則別表第一の新級欄に掲げられている場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級）に降格をしたものとした場合（施行日以後に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、施行日の前日にこれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の規則第二十五条の規定を適用したとすれば同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則第三十七条又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第十六項若しくは第十七項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第六条第一項若しくは公益法人等派遣条例第六条の規定を適用したとすれば同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 平成十八年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例別表第一から別表第三までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職

員異動後に地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、給与条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

五 教育委員会が人事委員会と協議をしてその号給を決定された場合又は教育委員会の定めるこれに準ずる場合 教育委員会の定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

（平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料の支給）

第五条 人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以後に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料の額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第六条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、教育委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄